

令和 8 年度高松市立小・中学校配布物電子化実証事業

掲載基準

(目的)

この基準は、令和 8 年度高松市立小・中学校配布物電子化実証事業中(令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで)における高松市立の小・中学校宛てに、団体等から配布依頼されたチラシ等の配布物(以下、配布物とする。)について、地域学習プラットフォーム(以下、プラットフォームとする。)の「ちいきのお知らせポケット」に掲載する際の基準を定め、適正かつ円滑な情報提供を図ることを目的とする。

(掲載対象)

プラットフォームに掲載できる配布物は、原則、官公庁又は地方公共団体が主催、共催又は後援を行う事業(イベント)を周知するもの。

ただし、以下の内容の配布物は掲載できないものとする。

1. 児童生徒や保護者への到達が必須となる通知(国や県、市からの公的な通知等)。
2. 紙媒体の形式での申込や回答等が必須となる配布物。
3. 特定の校区(町内会単位等)を対象としたイベント等の配布物。
4. ポスター等の掲示物。
5. 児童生徒の進路に係るパンフレットや入試説明会の案内等。
6. 児童生徒の安全・安心に係る啓発や相談窓口の案内等。
7. その他、本市が掲載することについて適当でないと判断するもの。

(掲載内容)

掲載する配布物には、以下の情報が明記されていること。

1. 事業名(イベント名)
2. 主催者名
3. 開催日時・場所
4. 参加方法・申込方法、問い合わせ先
5. 官公庁又は地方公共団体が主催、共催又は後援していることが分かる記載

(掲載形式・掲載日・掲載期間)

掲載する配布物の形式、掲載日及び掲載期間は、以下のとおりとする。

1. 掲載する配布物のデータは画像データ(JPEG 推奨)とし、容量は合計で 3MB 以内とすること。

2. 画像データは文字が判読可能であること。
3. 掲載日は原則、毎週水曜日とする。
ただし、掲載日が休日に当たるときは、翌開庁日を掲載日とする。
4. 掲載期間は原則、対象の事業(イベント)が終了する日の月末までとする。

(申請方法・審査)

掲載の申請方法及び審査は、以下のとおりとする。

1. 掲載希望者は、所定の申請フォームに必要事項を記入し、画像データ(JPEG 推奨)を添付の上、掲載を希望する水曜日の2週間前までに申請すること。なお、掲載する配布物に記載する事業(イベント)が、官公庁又は地方公共団体から後援を受けている場合には、後援が承認されたことが確認できる書類(後援承認書等)データを添付の上、申請すること。
2. 本市は申請内容を審査し、掲載の可否を決定する。
3. 掲載不可の場合は、原則、掲載希望日の1週間前までに掲載希望者にメールで連絡する。
4. 掲載可能の場合は、掲載希望者に連絡はしない。

(掲載の停止・削除)

以下のいずれかに該当する場合、本市は掲載を停止又は削除することができる。

1. 虚偽の内容が判明した場合。
2. 苦情・問題が発生した場合。
3. その他、掲載基準に違反していると判断した場合。

(掲載の取り下げ)

自己都合等によって掲載の取り下げを希望する場合は、本市へ直接申し出るものとする。

【申し出先】

高松市 総務局 デジタル推進部 デジタル戦略課

電話番号:087-839-2172

メールアドレス:digital_sct@city.takamatsu.lg.jp

(掲載希望者の責務)

掲載内容について問合せがあった場合、本市では一切回答せず、掲載希望者の連絡先を伝え、掲載希望者が直接回答するようにし、本市がその仲介等一切関わらないこととする。

また、掲載希望者は、掲載内容に関する一切の責任を負う。

(その他)

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。